

Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

Topic-1

全人代、中国「著作権法」改正案が可決 (Page2)

2020年11月11日に、第13期全人代常務委員会で「著作権法」の改正案が可決された。関連改正規定によって、知財保護の強化および侵害行為への懲罰を厳格にする旨が示されている。

Topic-2

CNIPA、中国「専利審査指南の改正草案」、第2回意見募集 (Page4)

2020年11月10日にCNIPAは「専利審査指南の改正草案（第2回意見募集稿）」を公布した。今回の改正内容は、第1回意見募集が及ぶ第二部分第十章を除く残りの部分となる。

Topic-3

RCEP 協定が締結、世界最大な自由貿易区が結成 (Page6)

2020年11月15日に、ASEANと中日韓など15カ国はオンライン形式で会合を開き、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定に署名した。協定内容に知財保護の関連内容が注目される。

Topic-4

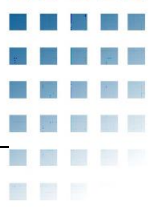
ブリーフニュース (Page7)

1. 最高裁、知財民事訴訟の証拠に関する規定を公布
2. ジェトロ北京&中華商標協会、第2回中日商標制度シンポジウムを共催

Topic-5

路浩ニュース (Page9)

弊所副所長の張晶は「北京市知的財産権サービス業界のリーダーシップ人材」に選ばれた。



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-1

全人代、中国「著作権法」改正案が可決

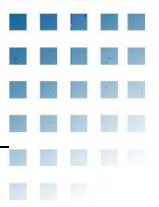
2020年11月11日に、第13期全人代常務委員会で「著作権法」の改正案が可決された。改正後の著作権法は2021年6月1日から施行される。

改正内容として主に三つの点に集中している。一つ目は、近年インターネットおよびデジタル化の発展に伴い、インターネットでの作品転載やライブ伝達などが盛んになり、関連する著作権の保護も重視要請と権利者が訴えられている。二つ目は、知財保護の強化および侵害行為への懲罰を厳格にする旨が示されている。三つ目は、近年、中国が知財関係の国際条約、例えば2020年1月に発効した「視聴覚的実演に関する北京条約」(BTAP)などにたくさん参加し、国際条約とマッチキングするため、国内法を改正する必要がある。

以下は、各改正点に関する主要改正内容について簡単に紹介する。

1) 概念表記の改正と新規制度の追加

- 著作物とは、**視聴覚著作物、又は著作物の特徴に合ったその他の知的成果**も含まれる。
- 著作権者は国家著作権主管部門が承認した登記機関で**作品を登記**することができる。
⇒**権利の帰属を公衆に知られるようにする。**
- 著作者権利の中に、**貸与権、放送権、情報ネットワーク伝達権**が新規追加された。
 - 貸与権、即ち有償で他人が視聴覚著作物及びコンピュータソフトウェアの原本又は複製物を一時的に使用することを許諾する権利。
 - 放送権、即ち有線方式又は無線方式によって著作物を公開伝達又は中継し、及び拡声器又はその他の信号・音声・画像を伝送する類似工具を通して公衆に著作物を伝達・放送する権利。
 - 情報ネットワーク伝達権、即ち有線又は無線方式により公衆に提供し、公衆が選定した時間、場所で著作物を入手するようにする権利。



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

2) 侵害行為への懲罰強化

- 第五十四条：著作権又は著作隣接権を侵害する場合は、権利侵害者は権利者がこれにより受けた実質的損失又は権利侵害者の不法所得に基づいて損害賠償しなければならない。権利者の実質的損失や権利侵害者の不法所得の算出が困難であるときは、当該権利の使用料に応じて損害賠償を行うことができる。著作権又は著作隣接権を故意に侵害し、情状が深刻な場合は、上述の方法により確定された金額の1倍以上5倍以下の損害賠償を行うことができる。

権利者の実質的損失、権利侵害者の不法所得、権利の使用料の算出が困難であるときは、人民法院が侵害行為の情状により 500 万元以下の損害賠償額を支払うべきとの判決を下す。

⇒賠償額の算出基準、法定賠償額の上限、懲罰性賠償の設定

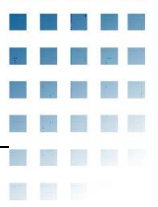
3) 国際社会とマッチキング

- 視聴覚著作物にかかる公表権の保護期間は 50 年とし、著作物の創作が完了した日から起算して 50 年を経過した年の 12 月 31 日までとする。
- 第四十二条 録音録画製作者が、他人の著作物を利用して録音録画製品を製作する場合、著作権者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。
- 録音製品を有線又は無線放送に使用する場合、又は音声を伝送する技術装置を介して公衆に送信する場合、録音製作者に報酬を支払わなければならない。
- 第四十七条 ラジオ局、テレビ局の許諾を受けずに、それが放送したラジオ、テレビ番組を有線又は無線で中継したり、録音録画又は複製したり、情報ネットワークを通じて公衆に送信したりしてはならない。
- ただし、ラジオ局、テレビ局が前項権利を行使する際に、他人による著作権及び著作隣接権の行使に影響したり制限又は侵害したりしてならない。

リソース：中国人大網

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202011/272b72cdb759458d94c9b875350b1ab5.shtml>

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202011/f254003ab9144f5db7363cb3e01cabde.shtml>



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-2

CNIPA、中国「**專利審査指南の改正草案**」、第2回意見募集

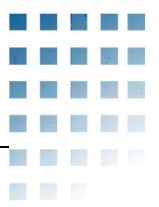
2020年11月10日にCNIPAは「**專利審査指南の改正草案（第2回意見募集稿）**」を公布した。今回の改正内容は、第1回意見募集が及ぶ第二部分第十章を除く残りの部分となる。以下は主な改正内容について簡単に紹介する。

「審査指南」第一部分第1～3章について

- **発明の名称**の文字数を60文字まで増やす。
- **人工知能**は発明者になることができないと明らかにした。
- **分割出願提出のタイミング**について、文字記載を「**審判請求提出後の審判期間、審判決定を受領した日から3ヶ月以内及び審判決定に不服があり提起した行政訴訟期間**」とより明確に改正した。
- **意匠出願の関わる「全体意匠」物品に対する保護**について、「全体意匠」物品は「**組合せ物品**」として保護されることが明らかにした。具体的に、「**1つの組合せ物品のデザインは1件の意匠に該当する**」。また、複数件の物品の既存意匠を自由に組み合わせることとは、全体意匠に該当せず、意匠専利権の付与は不可。

「審査指南」第二部分第1～8章について

- **新規性喪失例外に関する3つ目の事由**について、「**他人が出願人の同意を得ず発明創造の内容を漏洩し、第三者が当該方式で開示した発明創造を知り得た後、それを再度開示した場合**」、**專利出願はこの再開示により新規性を喪失しないが、この再開示行為が1回目の開示によって引き起こされたため、適用期間は発明創造の1回目の開示日から起算しなければならないと明確にした。**
- **独立クレームと従属クレームの進歩性判断の関係**について、「**一般的には、当該独立クレームの従属クレームの進歩性を審査しない**」に改正した。



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

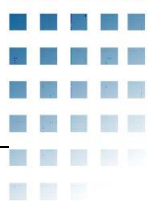
「審査指南」第二部分第9章について

- **コンピュータプログラム製品の保護について**、「コンピュータプログラムに関わる発明専利出願のクレームは、コンピュータ可読保存媒体又はコンピュータプログラム製品に作成することができる」と明確にし、また、「コンピュータプログラム製品が主にコンピュータプログラムを通じてその解決方案を実現するソフトウェア製品である」と解釈した。

「審査指南」第四部分について

- **審判、無効決定事由の作成要求について**、「事由部分は、時間順で審判又は無効宣告の請求、範囲、理由、証拠、受理、書類の提出、転送、審査過程及び主な意見相違等の状況を記載してもよいし、帰納の方式で審査決定を出すために必要な重要事項を簡単に記載してもよい。」に改正した。
- **無効案件の審査方式について**、「無効宣告手続きにおいて、復審及び無効審理部は案件の具体的な状況に応じて、口頭審理、書面審理又は口頭審理と書面審理を組み合わせた方式を採用して審査することができる。」と規定した。また、「口頭審理は、オフライン審理、オンライン審理及びオフラインとオンライン審理の組み合わせ等の方式を含む」と追加した。

リソース：CNIPA https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html



Newsletter

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-3

RCEP 協定が締結、世界最大な自由貿易区が結成

2020年11月15日に、ASEAN10カ国並びに中国、日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランドの15カ国はオンライン形式で会合を開き、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定に署名した。これらのRCEP参加国を合わせると、世界のGDPの約30%及び世界人口の約30%を占める。（インドは2019年11月以降交渉不参加が、今後の復帰が可能である。）

RCEP協定の目的は、地域的な貿易及び投資の拡大を促進し、並びに世界的な経済成長及び発展に貢献することとなる、現代的な、包括的な、質の高い、及び互恵的な経済上の連携を構築することである。したがって、同協定は、地域のビジネス及び人々に市場及び雇用の機会をもたらすこととなる。

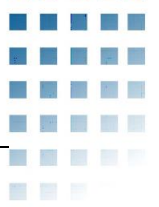
RCEP協定が発効するには、少なくとも6つのASEANの構成国である署名国及び3つの非ASEANの構成国である署名国が批准書、受諾書又は承認書を寄託することが必要であることを規定している。

RCEP協定内容の中に、一番紙幅を占めているのは第11章の知的財産権となり、各方に注目されている。この章は、計83条項の他に、著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許等を対象に知的財産権の取得や行使について規定している。また、周知商標や部分意匠の保護、悪意の商標出願拒絶・取消の権限、職権による輸入差止め手続の確保に関する義務等を規定している。

また、この章の最後に、各締約国間における開発の格差を縮小し、及び相互利益を最大化することを目的として、「締約国別の経過期間」と「技術援助」の付属書を付している。例えば、開発途上締約国及び後発開発途上締約国への能力開発及び技術援助を提供する活動が優先的だと規定している。

リソース：中国自由貿易区サービスウェブサイト http://fta.mofcom.gov.cn/rcep/rcep_new.shtml

日本外務省：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j-eacepia/index.html>



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-4

ブリーフニュース

1. 最高裁、知財民事訴訟の証拠に関する規定を公布

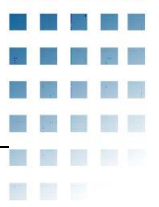
2020年11月16日に、最高裁判所は「知的財産権における民事訴訟の証拠に関する若干意見」(法釈「2020」12号)を公布した。当該規定は2020年11月18日より施行開始。以下は主要な規定内容について簡単に紹介する。

挙証責任について

- 当事者は自己提出した主張に対して関連証拠を提出し証明しなければならない。また、裁判所は案件の審理状況によって証拠の提出を当事者に求めることができる。(第2条)
- 被告は「合法的出所の抗弁」を主張した場合、合法的な購買ルート、合理的な価格および直接的仕入先などを含め、対象侵害商品・複製品を合法的に取得した事実を挙証証明しなければならない。(第4条)
- 権利者は知財侵害行為を発見・証明するために、自ら又は他人に委託して一般購買者の名義で対象侵害者に侵害商品を購入することによって得た実物、領収書などを対象侵害者の侵害行為を訴える証拠とすることができる。(第7条)

証拠の有効性について

- 中国境域外で形成された証拠について、下記いずれ号に当たる場合、当事者は当該証拠が公証認証手続きをしていないことのみを事由にして異議を申立する場合、裁判所はその異議を承認しない。(第8条)
 - 1) 発効済で裁判所の裁判によって確認できたもの;
 - 2) 仲裁機構による発効裁判で確認できたもの;
 - 3) 官庁又は公開なルートによって得られる公開出版物、特許文献など;
 - 4) その他証拠で信憑性を証明できるもの。



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

証拠保全について

- 裁判所は当事者又は利害関係者による証拠保全申請に対して、以下の要素を考慮した上審査を行う。(第 11 条)
 - 1) 申請人はその主張に対して初歩的な証拠を提出したか否か；
 - 2) 証拠収集は申請人自分によって行えるか否か；
 - 3) 証拠が消滅又は今後取得困難の可能性およびそれによって証明事項への影響
 - 4) 実施し得る保全措置が証拠の保有者に生じる影響。

証拠鑑定について

- 裁判所は証明される専門的な問題点について委託鑑定を行うことができる。(第 19 条)
- 裁判所の承認又は当事者双方の同意によって、鑑定者は鑑定内容の一部をその他検測機構に委託検測を行うことができる。鑑定者はその検測結果によって出された鑑定意見書に法的責任を負う。(第 20 条)

リソース：最高裁判所 <http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-272241.html>

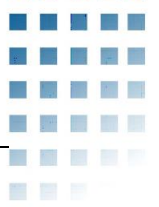
2. ジェトロ北京&中華商標協会、第2回中日商標制度シンポジウムを共催

2020年10月22日、ジェトロ北京事務所と中華商標協会は、物理会合とオンラインの形式で第2回中日商標制度シンポジウムを共催した。政府と業界から600人近くの代表が参加した。

会議では、日本特許庁商標課の高野和行課長から、日本商標制度と商標審査の最新状況をテーマにし、日本商標の出願状況、審査動向、商標法改正及び審査基準等の内容を紹介した。また、中国商標局の宋玲玲氏は、中国商標法改正後の商標審査実務の最新状況について演説した。特に、《中国商標法》第4条の新設により、商標審査段階で「悪意商標出願」を強力に阻止する法律根拠について詳しく説明した。宋玲玲氏の発言により、「使用を目的としない」の判断基準の一つは、「実際の商標使用ニーズを著しく超えること」であり、「悪意」の定義とは、「不正な利益を獲得する目的」としている。聴衆者たちが興味津々だったようである。

その他に、日本特許庁商標制度企画室の竹内耕平氏（日本における悪意の商標出願対策について）、中国商標局の陳輝氏（法改正後の商標審判実務について）、北京市知識産権法院裁判官の周麗婷氏（改正後の商標法に適用した拒絶査定不服審判事例について）もそれぞれ演説した。

リソース：中華商標協会 http://www.cta.org.cn/tpxw/202010/t20201023_51026.html



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-5

路浩ニュース

近日、首都知的財産権サービス業協会は、「北京市知的財産権サービス業界のリーダーシップ人材」の選抜活動を行い、各知財専門機構による初審および専門家による評議を経て、称号に当たる候補者を100名選出した。その中に、弊所副所長の張晶が当選者の一人になった。



当該活動は、北京市政府が公布した「首都知財サービス業の発展を促進することに関する意見」、又は「北京市知財サービス業の発展行動計画（2018年～2020年）」の要求に従い、北京市知識産権局の具体的な仕事計画によって行われた。

「発展行動計画」によると、国際知財サービス業務場の設立、北京市の海澱区および朝陽区の知財サービス集落区の形成の促進、知財サービスの100ブランド機構の育成、100名知財サービス業界のリーダーシップ人材の育成が計画の主要タスクとされている。

リソース：

首都知的財産権サービス業協会 <http://www.capitalip.org/news/shownews.php?id=7463>

北京市昌平区政府 <http://www.bjchp.gov.cn/cpqzf/315734/bmdt/4886207/index.html>